

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件

神奈川国民年金 事案 6609

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、不定期にやってくる市の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月間と短期間である上、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人の夫の勤務先に変更はなく、申立期間当時に納付が困難な状況にあったと確認される事情も見当たらない。

また、集金人に国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張については、申立人が申立期間当時居住していた市では集金人制度が存在していたことが確認できることから、特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、昭和46年5月に国民年金へ任意加入した後、第3号被保険者となる前月の61年3月まで、申立期間を除き国民年金保険料の未納はなく、申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年12月及び53年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月及び同年5月
② 昭和52年12月及び53年1月

私は、結婚して転居した際に、住所地の社会保険事務所（当時）で住所変更及び氏名変更の手続きを行い、その時に申立期間①の国民年金保険料を納付したと思う。申立期間②については集金人に納付したので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②の国民年金保険料について、申立人は、集金人に納付していたはずであると主張しているところ、申立人の居住していた区では、当時集金人制度が存在していたことが確認できることから、特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②は2か月と短期間である上、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間②の前後を通じて申立人の夫の勤務先に変更はなく、納付が困難な状況にあったと確認される事情も見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和52年5月に社会保険事務所の窓口で住所変更、氏名変更及び種別変更を行い、2か月分の国民年金保険料を納付したと思うと主張しているところ、当時、社会保険事務所では国民年金の各種変更手続及び現年度分の国民年金保険料の納付をすることができなかった上、申立人が行ったと記憶している社会保険事務所は52年5月には開設されていなかったことが確認できることから、申立人の主張

と一致しない。

また、申立人が所持している国民年金手帳に、転居先の市への住所変更、氏名変更及び種別変更は昭和 52 年 5 月 23 日と記載されていることから、申立人は、同日に手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、当時、同年 4 月の保険料については転居先の市で納付することはできず、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料も無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 12 月及び 53 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B県）における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、平成12年10月21日から同年12月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B県）における資格取得日に係る記録を同年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から同年11月1日まで
② 平成12年10月21日から同年12月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が平成5年7月1日から7年2月28日までの期間、C県に所在するA社で勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書から、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、雇用保険の記録から、申立人は、平成5年7月1日にD県に所在するA社からC県に所在するA社に異動していることが確認できるところ、厚生年金保険の記録によれば、申立人は、同日においてB県に所在するA社において被保険者資格を取得後、同年10月1日に被保険者資格を喪失し、C県に所在するA社が厚生年金保険の適用事業所となった同年11月1日に同社において被保険者資格を取得していることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までB県に所在するA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記の給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、同僚の証言及び申立人から提出された当該期間のうち、一部期間の給与明細書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（D県に所在するA社からB県に所在するA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、D県に所在するA社は、平成12年10月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日からB県に所在するA社において有すべきものである。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記の給与明細書における厚生年金保険料の控除額及び申立人のA社における平成12年12月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人のA社の厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日の平成12年12月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年12月16日から22年6月1日までの期間について、事業主は、申立人が20年12月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は22年6月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年12月から21年3月までは60円、同年4月から同年11月までは480円、同年12月から22年5月までは540円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月頃から23年頃まで

私は、昭和20年12月頃から23年頃まで、A社（現在は、B社）に勤務していた。しかし、同社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年12月16日から22年6月1日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、同一生年月日の基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、当該被保険者記録について、厚生年金保険被保険者台帳には、当初の被保険者番号が取り消され、申立人に払い出されている被保険者番号が記載されていることから、当該被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

さらに、上記被保険者名簿には、当該被保険者記録について、資格取得日が昭和20年12月16日と記載され、資格喪失日についての記録が無い

ものの、21年4月及び同年12月の標準報酬月額の改定記録が確認できる。

一方、上記被保険者名簿において、昭和20年12月16日に被保険者資格を取得している複数の者については、21年4月及び同年12月の標準報酬月額改定記録の後に、22年6月以降の改定記録が確認できるが、申立人については、同年6月以降の改定記録は確認できない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年12月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、A社における資格喪失日は22年6月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和20年12月から21年3月までは60円、同年4月から同年11月までは480円、同年12月から22年5月までは540円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年6月1日から23年頃までの期間については、事業主は、「申立人の人事記録は無い。」と回答していることから、勤務実態について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚3名は既に死亡していることから、上記被保険者名簿の申立人の氏名の前後に記録のある者へ文書照会を行ったが、申立人の勤務実態について証言を得ることができなかった。

さらに、上記のとおり、当該被保険者名簿には、昭和20年12月16日に被保険者資格を取得し、22年6月以降も被保険者資格を継続している者のうち、複数の者について、同年6月の改定記録が確認できる。

申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年11月1日から10年4月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年4月30日から同年5月30日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年5月30日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月1日から10年4月30日まで
② 平成10年4月30日から同年5月30日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①における標準報酬月額が9万2,000円となっているが、当時、給料が下がった記憶は無く、22万円のまま変わりは無かった。

また、平成10年5月29日まで勤務していたにもかかわらず、A社の資格喪失日が同年4月30日となっており、申立期間②が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年5月1日。現在は、同年6月9日に訂正されている。）より後の同年7月15

日付けで、遡って9万2,000円に引き下げられている。

また、申立人のほか多数の被保険者についても、申立人と同様、遡及して標準報酬月額が減額訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、B健康保険組合から提出された健康保険の記録及び雇用保険の記録から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年5月1日）より後の同年7月16日付けで、同年4月30日に遡って申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本の記録から、A社は当該期間においても法人事業所であったことが確認できることから、同社は、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成10年4月30日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年5月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、当該訂正処理前の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年3月から同年9月までは16万円、同年10月から5年3月までは22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から5年4月1日まで

私の年金記録を確認したところ、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成4年3月31日となっている。しかし、私は、5年8月末まで勤務し、同年3月までは給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、資格喪失日は同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月1日になると思う。給与明細書を提出するので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の所持する給与明細書から、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年4月1日）と同日付けで、申立人の4年10月1日の定時決定の記録を取り消した上で、同社における厚生年金保険の被保険者資格を同年3月31日に遡って喪失させる処理が行われていることが確認できるほか、申立人を除く被保険者20名についても、同様に資格喪失日の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）がかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人が平成4年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことか

ら、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた5年4月1日とすることが必要であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の申立人のA社における社会保険事務所の記録から、平成4年3月から同年9月までは16万円、同年10月から5年3月までは22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年10月1日から5年10月1日まで
A社に海外勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が50万円から30万円に下がっている。私が所持する給与明細書では標準報酬月額50万円に相当する厚生年金保険料が控除されている。調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、30万円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書、A社から提出された賃金台帳及びB厚生年金基金の加入記録から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、50万円であることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険の事務担当者は、「申立人は当時、海外勤務者で、給与支払は国内及び海外支給であった。報酬月額及び厚生年金保険の標準報酬月額については、賃金台帳及び厚生年金基金加入記録から、申立人は、申立期間において標準報酬月額50万円に相当する厚生年金保険料を控除されていたはずである。なお、当時の社会保険手続には、複写式を使用していた。」と証言していることから、同社は、B厚生年金基金に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年3月から同年9月までは28万円、同年10月から5年3月までは22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から5年4月1日まで

私の年金記録を確認したところ、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成4年3月31日となっている。しかし、私は、5年8月20日まで勤務し、同年3月までは給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、資格喪失日は同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月1日になると思う。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年4月1日）と同日付けで、申立人の4年10月1日の定時決定の記録を取り消した上で、同社における厚生年金保険の被保険者資格を同年3月31日に遡って喪失させる処理が行われていることが確認できるほか、申立人を除く被保険者20名についても、同様に資格喪失日の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）がかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人が平成4年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことか

ら、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた5年4月1日とすることが必要であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の申立人のA社における社会保険事務所の記録から、平成4年3月から同年9月までは28万円、同年10月から5年3月までは22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年6月28日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、19年10月1日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が21年6月28日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間のA社に係る標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までは60円、同年4月及び同年5月は120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年6月28日まで
② 昭和34年11月1日から36年2月23日まで
③ 昭和44年3月1日から同年9月1日まで

申立期間①について、私が勤務していたA社の厚生年金保険の記録が無いが、勤務したことは間違いのないため、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②及び③について、昭和34年11月1日から58年1月12日までの期間においてB社C支社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が36年2月23日となっている上、途中、退職していないにもかかわらず、申立期間③の記録が無いことになっている。会社から在職証明も発行されているので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出のあったA社を退職した社員の会の名簿には、申立人の氏名が掲載されている上、同名簿に名前のある同僚は、申立人が同社に勤務していたことを証言し、同僚が記憶する申立人の

同社を退職後の状況は申立人の供述と一致していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の旧姓で名に一字違いがあるものの、生年月日が同一の者が昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、21年6月28日に同資格を喪失していることが確認でき、当該被保険者に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、19年6月1日に同社で資格を取得し、21年6月28日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿及び被保険者台帳に記載されている厚生年金保険記号番号を厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において確認したところ、当該払出簿に記載されている氏名及び生年月日は、申立人の氏名及び生年月日と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該被保険者記録は申立人の記録であると認められ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が21年6月28日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間のA社に係る標準報酬月額については、上記被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、昭和19年10月から21年3月までは60円、同年4月及び同年5月は120円とすることが妥当である。

一方、申立期間②及び③について、申立人が所持しているB社D支社が発行した在籍期間証明書から、申立人が昭和34年11月1日に同社C支社に採用され、58年1月12日に退職したことが確認できる。

申立期間②について、B社は、申立人に関する資料を保管していないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険への加入手続については不明であるとした上で、同社では採用後に被保険者期間とならない期間があったと回答している。

また、複数の同僚が、B社では入社当初に試用期間や研修期間があり、その期間は厚生年金保険へは加入できなかったと証言している。

申立期間③について、B社は、在職中であっても、E職の場合は、成績によって資格が変わり、資格によっては、厚生年金保険を適用しない場合がある旨回答している。

また、B社C支社に係るオンライン記録によると、同社C支社で資格取得及び資格喪失を複数回繰り返している被保険者が多数見受けられる上、複数の同僚が、E職は、成績によって厚生年金保険の被保険者資格を取得したり喪失したりしていた旨証言している。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年3月から同年9月までは17万円、同年10月から5年3月までは18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から5年4月1日まで

私の年金記録を確認したところ、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成4年3月31日となっている。しかし、私は、5年8月20日まで勤務し、同年3月までは給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、資格喪失日は同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月1日になると思う。給与明細書を提出するので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の所持する給与明細書から、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年4月1日）と同日付けで、申立人の4年10月1日の定時決定の記録を取り消した上で、同社における厚生年金保険の被保険者資格を同年3月31日に遡って喪失させる処理が行われていることが確認できるほか、申立人を除く被保険者20名についても、同様に資格喪失日の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）がかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人が平成4年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた5年4月1日とする

ことが必要であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の申立人のA社における社会保険事務所の記録から、平成4年3月から同年9月までは17万円、同年10月から5年3月までは18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年4月1日から4年9月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成4年9月30日から同年11月21日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年11月21日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年9月は53万円、同年10月は9万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から4年11月21日まで
厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、平成2年4月1日から4年9月30日までの期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。また、私は、同年11月20日まで勤務していたが、同年9月30日から同年11月21日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の平成2年4月から4年2月までの標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同年3月26日付けで遡って9万8,000円に引き下げられており、同日付けでほかに5名の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、平成4年11月21日と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の6年3月7日付けで、4年9月30日に遡って訂正されており、同日付けでほかの10名の被保険者についても同様の処理が行われ

ていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録から、申立人は、平成4年11月20日までA社に勤務していたことが確認できる上、同社の元社員が申し立てた事案の調査審議において、同社の元代表取締役は、社会保険料を滞納したため、標準報酬月額及び資格喪失日の遡及訂正について、社会保険事務所と交渉した旨供述している。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において取締役であることが確認できるものの、同社の元同僚は、申立人はB部門の担当取締役であった旨供述していることから、上記の二度にわたる遡及訂正処理に直接関与したものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成4年3月26日付けの標準報酬月額の減額訂正及び6年3月7日付けの被保険者資格の喪失日訂正を行った当該遡及訂正処理は事実在即したものとは考え難く、社会保険事務所がこのような訂正処理を行う合理的な理由も無いため、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は4年11月21日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、平成4年3月26日付け遡及訂正処理の結果として記録されている2年4月から4年9月までの標準報酬月額は、事業主が当初届け出た53万円、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（4年10月1日）で、9万8,000円と記録されている同年10月は、当該遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は無く、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えないことから、9万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年3月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年3月1日まで

私は、A社に昭和48年4月1日に入社し、同社が倒産した49年2月28日まで勤務していたが、同社における厚生年金保険の資格喪失日が48年12月31日となっている。給与は49年2月までもらっていて、厚生年金保険料は給与から控除されていたはずであり、当時の同僚は3か月間の記録の訂正が認められているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社に係る複数の同僚の証言及び同僚の所持する源泉徴収票から、申立人が、昭和49年2月28日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社の事業所別被保険者名簿から、同社は昭和49年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、当該被保険者名簿から、申立人の資格喪失日の記録は、その約1か月後の同年3月25日付けで、48年12月31日に処理されており、申立人のほかに152人が同様の処理がされていることが確認できることから、49年2月28日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該処理は有効なものとは認められず、申立人のA社における被保険者資格の喪失日を昭和49年3月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記被保険者名簿の昭和48年11月の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月及び9年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月
② 平成9年7月

私は、会社を退職するたびに、市役所で国民年金の加入手続を行い、入社後は、国民年金の喪失手続を行った。国民年金保険料については、申立期間①及び②ともに、納付書により金融機関で納付した。申立期間①及び②は、それぞれ退職した直後に加入手続を行い、保険料を納付していたにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、会社を退職した直後に市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の納付日から、平成6年12月頃に行われたと推認でき、その時点で申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない上、オンライン記録によると、申立期間①は、同年同月に未加入から未納に記録が追加訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて住所に変更は無く、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②について、オンライン記録によると、平成12年9月に未加入から未納に記録が追加訂正されていることから、申立期間②当時、当該期間は国民年金の未加入期間であったことが確認できる上、当該記録が追加訂正された時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、保険料収納事務の電算化が図られていた状

況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6612

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 10 月まで

私は、昭和 57 年 4 月に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、口座振替により私と元妻の二人分を一緒に納付していた。申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 4 月に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、口座振替により申立人とその元妻の二人分を一緒に納付していたと主張しているが、申立人が、56 年 1 月に国民年金の被保険者資格を喪失した後に、再び被保険者資格を取得したのは、57 年 11 月であることが、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が国民年金保険料を口座振替により納付していたとする銀行に照会した結果、申立期間当時には、申立人の預金口座は開設されていなかったことが確認できることから、申立人が、申立期間の保険料を口座振替により納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の元妻の申立期間と同じ期間も国民年金の未加入期間とされている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から49年3月まで

昭和49年頃に、自宅に来た市役所の職員から国民年金の加入を勧められたので、その場で、妻が、私及び妻の国民年金の加入手続を行った。

その際に、市役所の職員から、夫婦二人とも国民年金保険料の未納期間があり、その分の保険料を一括で納付してほしいと言われたので、数日後、市役所の職員に集金に来てもらい、妻が、私及び妻の二人分の未納期間の保険料を一括して納付した。納付した金額は、私の方が妻の分より多かったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年頃に、自宅に来た市役所の職員から国民年金の加入を勧められたので、その場で、その妻が、申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人及びその妻の国民年金の加入手続は、50年12月に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月に、連番で払い出されており、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った数日後に、市役所の職員に集金に来てもらい、その妻が、申立人及びその妻の二人分の未納期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、i) その妻の昭和43年

4月から50年3月までの保険料は未納とされていること、ii) 申立人が納付したとする金額とその妻が納付したとする金額に齟齬が見られること、iii) 申立期間のうち、48年4月から同年9月までの期間は、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる50年12月の時点では、その当時実施されていた第2回特例納付及び過年度納付でも保険料を納付することができない期間であることから、申立期間の保険料が納付されていたとは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 12 月頃から A 区にある商店に住み込み店員として勤務していた。具体的な年月日は覚えていないが、ある日、店の若旦那から、「新しく制度ができ、将来年金がもらえるようになるから、国民年金に入り、国民年金保険料は店のお得意先の奥さんが集金するので、2 か月に一度そのお宅に自分で届けるように。」と言われた。保険料を届け忘れると、集金人の方からお店に催促の電話があったので、保険料は確実に納付していたはずである。また、当時、集金人に保険料を渡すと、領収書をもらい、小さいノートに貼っていたと記憶している。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、年月日等の詳細は記憶に無いと述べているところ、申立人の国民年金被保険者台帳に記載されている手帳交付年月日が昭和 40 年 7 月 29 日とされていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の同台帳に記載されている手帳交付年月日も申立人と同日とされていることから、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、同年同月頃と推認でき、その時点で申立期間のうち 37 年 4 月から 38 年 3 月までは、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金保険料は、集金人に定期的に納めており、保険料を集金人に納める以外の方法で納めた記憶は無いと述べていることから、現年度納付のことを指していると思われるところ、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和 40 年 7 月頃の時点において、申立期間の保険料を

納付するには、過年度納付するほかないが、申立人が当該期間の保険料を納付したとする集金人には、制度上、過年度納付することはできない上、申立人も遡って保険料を納付した記憶は無いとしている。このため、当該期間の保険料を、当該期間当時納付するためには、申立人に付与されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した際、集金人から領収書を受け取ったとしているが、申立人が当該期間当時居住していた区では、昭和46年4月に納付書による保険料の収納が開始されるまでは、印紙検認による保険料の収納が行われていたことが確認でき、申立人が述べているように、保険料の収納後に領収書が発行されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年8月までの期間及び同年10月から10年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から同年8月まで
② 平成7年10月から10年10月まで

私は、時期は分からないが、私の国民年金保険料の納付済期間と保険料の申請免除期間の合計が、年金を満額受給することができる月数に近い月数が記載された通知が、社会保険庁（当時）から届いたことを憶えている。

その次に、社会保険庁から届いた別の通知では、私の国民年金保険料の申請免除期間が無くなっていた上、保険料の納付済期間の月数もかなり少なくなっていた。

申立期間①及び②は、初めに社会保険庁から届いた通知では、国民年金保険料の納付済期間又は保険料の申請免除期間とされていたと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は分からないが、申立人の国民年金保険料の納付済期間と保険料の申請免除期間の合計が、年金を満額受給することができる月数に近い月数が記載された通知が、社会保険庁から届いたことを憶えており、その次に、社会保険庁から届いた別の通知では、申立人の保険料の申請免除期間が無くなっていた上、保険料の納付済期間の月数もかなり少なくなっていたことから、申立期間①及び②は、初めに社会保険庁から届いた通知では、保険料の納付済期間又は保険料の申請免除期間とされていたと思うと主張しているが、申立人は、当該期間の保険料を納付していたのか、又は保険料の免除の申請手続を行っていたのかについての記憶が定かではない上、当該期間

の保険料の納付時期、納付金額及び保険料の免除の申請手続時期について、具体的に憶^{おぼ}えていないことから、当該期間当時の保険料の納付状況及び保険料の免除状況は不明である。

また、申立期間②の過半は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務等の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立人が申立期間①及び②の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたこと又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 50 年 3 月まで

妻が勤務先を退職した直後の昭和 50 年 5 月に、妻が、区役所で、私と妻の国民年金の加入手続を行い、申立期間約 7 年分の国民年金保険料として、約 5 万円をまとめて納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和 50 年 5 月に申立人及びその妻の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。しかし、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されている申立人及びその妻の国民年金加入手続が行われた時期は、申立人及びその妻の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、53 年 5 月と推認でき、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、同年同月は特例納付の実施期間ではないことから、時効を経過した申立期間の保険料を遡って納付することはできない。このため、その妻が申立期間の保険料を 50 年 5 月当時納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその妻と結婚して以降、同一区内に居住している申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、その形跡も無い。

また、申立人の特殊台帳及び申立人が居住していた市の国民年金 1 号被保険者名簿により、申立人の国民年金の加入手続が行われた昭和 53 年 5 月の時点において遡って納付することができる 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付されたことが確認できるところ、当該期間に係る実際の保険料額は、その妻が納付したと主張する金額とおおむね一致してい

ることから、その妻が遡って納付したのは、当該期間2年分の保険料であったと考えるのが合理的である。

さらに、申立期間直後の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料は、申立人の国民年金の加入手続が行われた後に実施された第3回特例納付により、55年6月に納付されたことが確認できるところ、申立期間の保険料も、当該特例納付において遡って納付することは可能であったが、納付する場合に実際に必要になる金額は、その妻が納付したと主張する金額と大きく相違している上、その妻は、国民年金の加入手続と同時に申立期間の保険料を納付したと主張していることから、当該特例納付において申立期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7592 (事案 5763 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月 1 日から 28 年 4 月 1 日まで
② 昭和 29 年 2 月 1 日から同年 11 月 10 日まで
③ 昭和 29 年 12 月 1 日から 31 年 2 月 25 日まで

私が前回申し立てた厚生年金保険記録確認について、結果の通知が届いたが、文書に書いてある内容は到底受け入れられるものではなく、納得できない。同僚調査によって聞き取りを行ったようであるが、生存している同僚も少ない上、試用期間や経理のことまで詳しく知っているはずがないのに、複数の同僚の証言と言って結論を出していることに異議がある。実際に勤務した期間ではない短い期間しか記録が無いのは納得できないので、再度調査をし、記録を認めてほしい。なお、期間については、昔のことなので、正確には覚えていないが、申立期間①及び③については、前回申し立てた期間より、また、前は申し立てていなかったが申立期間②についても記録より長く勤務していたような気がするので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 27 年 10 月頃から 28 年 4 月 1 日までの一部の期間については、同僚の証言から申立人が A 社に在籍していたことは推認できるものの、明確な勤務開始時期についての証言が得られないこと、同社では、入社後一定期間の試用期間があった旨の証言があったこと、申立期間③のうち 30 年 7 月から 31 年 2 月 25 日までの期間については、C 社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しから申立人の被保険者期間が確認できる上、同期入社として申立人から名前の挙がった同僚についても同時に資格取得していることが確

認できることに加え、当該期間の保険料控除を確認できる周辺事情が見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 6 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに上記申立期間について、申立人の仕事内容は特殊な技術を要するものであり、数箇月で身に付くものではないことから、申立期間①及び③の事業所に係る申立人のオンライン記録は実際の勤務期間と比べて短すぎて納得できないこと、経理のことなど分からない同僚の証言により結論を出すのではなく、職種などを勘案して詳細に調査を行った上で結論を出してほしい旨を求めている。

また、今回の申立てにおいて、申立人は、新たに申立期間①については、前回の申立期間より前の昭和 26 年 5 月 1 日から 27 年 10 月頃までの期間を、申立期間③については、前回の申立期間より前の 29 年 12 月 1 日から 30 年 7 月頃までの期間を各事業所における在籍期間であったとして申し立てている。

申立期間①について、申立人が自身より先に A 社に入社していた先輩として名前を挙げた同僚は、自身は昭和 27 年の春頃に同社に入社し、申立人はその半年か数箇月後に入社してきたと思うと証言しているところ、オンライン記録から当該同僚が同社に入社したのは同年 3 月以降であることが確認できることから、申立人の入社時期については、これより数箇月後であったと考えられ、申立期間①の前半の大部分の期間について、申立人の在籍を確認することはできない。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 27 年 9 月 1 日であり、申立期間①のうち、26 年 5 月 1 日から 27 年 9 月 1 日までの期間については、同社は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A 社で被保険者記録のある複数の同僚は、入社後、数箇月間の試用期間があり、その期間については厚生年金保険には加入できなかった旨証言している上、同僚の被保険者記録からも、同社が、入社後一定期間の試用期間を設けており、試用期間については厚生年金保険の被保険者として取り扱っていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、職種の特殊性から、僅か数箇月の被保険者期間であることは考えられないと主張しているが、前述のとおり、申立期間①のうち、昭和 27 年 9 月 1 日より前の期間については、A 社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった上、適用事業所となった後の期間においても、入社後、一定期間については厚生年金保険の被保険者期間として取り扱っていなかったという証言などにより、同社の従業員については、在籍期間と厚生年金保険の被保険者期間は必ずしも一致していなかったことがうかがえる。

また、申立期間①に関して、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料

を控除していたことが認められる新たな事情も無い。

申立期間③について、申立人がC社においてオンライン記録のある期間より前から勤務していたことは推認できるが、申立人から同期入社であったとして名前の挙げた同僚は、昭和30年4月より後の時期に同社に入社したことが確認できることから、申立期間③の大半の期間についての在籍を確認することはできない。

また、C社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しによると、申立人及び同僚は、昭和31年2月25日に被保険者資格を取得しており、同日より前の申立期間③において、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとする新たな事情はうかがえない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、B社で継続して勤務していたとして今回新たに申し立てている。

しかしながら、申立人がA社から一緒にB社に移ったとして名前を挙げたA社の先輩のB社における厚生年金保険の被保険者期間は申立人と同じ期間となっていることが確認できる。

また、B社で被保険者記録のある同僚は、同社は昭和29年の秋頃に倒産し、自身もその頃まで勤務していたと供述しているが、厚生年金保険の記録は申立人と同様に同年2月1日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、B社は、昭和29年7月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間②のうち、同年7月20日から同年11月10日までの期間について、事業主が、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の大半の被保険者が、昭和29年2月1日又は同年3月1日に資格を喪失していることが確認できることから、同社は、適用事業所でなくなる前から、順次、従業員の厚生年金保険被保険者資格を喪失させる手続きを行い、申立人についてもほかの被保険者と同様に資格を喪失させたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 10 日から 36 年 4 月 1 日まで
② 昭和 36 年 12 月 18 日から 40 年 4 月 30 日まで

平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが届き、A社及びB社に勤務していた期間については、それぞれ脱退手当金として支給済みとなっていることを知った。

私は、当時、脱退手当金という制度を知らなかったし、いずれの期間も、退職後に脱退手当金の請求手続をした記憶は無いので、脱退手当金をもらっているはずがない。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い。

また、申立期間①及び②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄及びB社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、これら期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 20 日から同年 11 月 1 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと述べている。

しかし、申立人に係る雇用保険の記録によると、申立人は、A 社を昭和 43 年 3 月 19 日に離職していることが確認できる。

また、A 社の元事業主から提出された失業保険被保険者離職証明書及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人は、昭和 43 年 3 月 19 日に同社を退職した旨の記載が確認できる上、元事業主は、「当時の厚生年金保険の記録及び資料は保管していないため、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出の内容については不明であるが、申立人は申立期間に勤務していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立期間に A 社の厚生年金保険被保険者であった 7 名に照会したところ、3 名から回答があったものの、うち 1 名は、「昭和 43 年 3 月頃、申立人が、退職について当時の上司と話し合っていた。申立人の退職事務処理後の同年 6 月に、当該上司は同社 B 営業所に転勤した。」と証言しており、いずれの者からも、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことをうかがえる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持して

おらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月頃から55年4月頃まで
オンライン記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、当時、私はA社B事業所内にあったC社の下請会社でD業務の正社員として働いていた。入社間もなく、労災事故による傷病により、療養のため休業し、そのまま退職したため、会社名も含め詳細は覚えていない。労災保険に加入している会社のため、厚生年金保険も加入していると思っている。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所内にあった、C社の下請会社でD業務の正社員として働いていたと述べている。

しかし、申立人は、自身が勤務していた会社名を記憶しておらず、事業主及び同僚の氏名も不明なため、当該事業所を特定することができず、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社の下請会社であり、かつ、申立期間当時にD業務を行う事業所でもあったとするE社F事業所は、「当時、当社と下請関係にあった会社を調べたが、申立人と思われる該当者はいない。また、当時のA社及びC社に詳しい者に聴き取り調査をしたが、同人は申立人の氏名に心当たりはないと回答しているため、申立人の在籍状況について確認できなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、労災事故により負傷し、1、2年療養したと述べていることから、管轄の労働基準監督署に申立人に係る業務災害に関する記

録について照会したが、申立人に該当する記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間直後に勤務したG社の元事業主は、「申立人は確かに当社に勤務していたが、それ以外の履歴等は分からない。」と述べているため、申立人が申立期間に勤務した事業所名を特定することはできず、申立期間における申立人に係る雇用保険の加入記録も見当たらない上、オンライン記録においても、申立期間における申立人に該当する未統合記録は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 56 年 8 月 1 日まで
私は、A社を退社後すぐに、B社に入社し、昭和 57 年 6 月に退職するまで、パートのC業務担当として週 5 日で 1 日 8 時間勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は 56 年 8 月からとなっている。53 年に結婚し、姓が変わったことにより記録が欠落したのではないかと思うので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶から、勤務開始時期は特定できないものの、申立人は、申立期間の大半において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時にB社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚 16 名に文書照会を行ったところ、回答があった 9 名中 3 名が申立人と同様にパートのC業務担当として勤務したと述べており、そのうちの 1 名は、「私は、同社に昭和 43 年 10 月にパートのC業務担当として入社した。当初、パートは厚生年金保険に加入できなかったが、54 年になって店長に依頼し、同年 3 月 16 日から厚生年金保険に加入した。また、55 年頃になって会社から、パートで長時間勤務の者は厚生年金保険に加入できる旨の説明が個別にあったことを記憶している。」と供述している上、ほかの 1 名も、「49 年 12 月 12 日にパートのC業務担当として入社したが、54 年 4 月 16 日に正社員になって初めて厚生年金保険に加入した。」と供述している。

また、申立人は、昭和 53 年 1 月 31 日から 54 年 11 月 30 日までの期間、同年 12 月 10 日から 56 年 6 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 8 月 2 日までの期間において夫の被扶養者となっていることがD社、E社

及びF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる。

さらに、B社を吸収合併したG社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人は昭和56年8月1日に被保険者資格を取得している上、オンライン記録の申立人の被保険者記録の取得日と一致していることが確認できる。

加えて、B社は、申立期間当時の書類は保管していないため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明である旨回答している。

このほか、申立人は給与明細書を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月頃から 47 年 11 月頃まで
私は、申立期間において、A社（現在は、B社）C支店D課に臨時職員として勤務していた。
しかし、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社C支店に臨時職員として勤務したと述べているところ、雇用保険の記録から、申立人は、昭和 45 年 5 月 6 日から同年 7 月 4 日までの期間、同年 9 月 7 日から同年 11 月 7 日までの期間、46 年 1 月 9 日から同年 3 月 8 日までの期間、同年 4 月 12 日から同年 6 月 11 日までの期間、同年 8 月 23 日から同年 10 月 23 日までの期間、47 年 1 月 5 日から同年 3 月 3 日までの期間、同年 5 月 8 日から同年 7 月 7 日までの期間及び同年 9 月 8 日から同年 11 月 7 日までの期間において、同社C支店に勤務していたことが認められる。

しかし、E企業年金基金は、「臨時職員はF共済組合、厚生年金保険及び国民年金のいずれかに加入していた。申立人に係る同共済組合の加入記録及び退職一時金に関する記録は確認できない。また、厚生年金保険の適用条件は、常勤者の4分の3以上の勤務日数等を満たす必要があるが申立人が厚生年金保険の適用条件に該当していたかについては、不明である。」と回答しており、申立期間における申立人に係る厚生年金保険の取扱状況及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人が自身と同じ勤務形態の者であったとして名前を挙げている同僚2名は、いずれもオンライン記録においてA社C支店に係る厚生年

金保険被保険者であったことは確認できない。

さらに、オンライン記録から、申立期間にA社C支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した者に係る整理番号に欠番は無い上、また、同社C支店で厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失を繰り返している男性職員は9名確認できるものの、いずれも、半年ごとの資格喪失を繰り返しており、申立人の雇用形態と一致する2か月ごとの雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失を繰り返している者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月頃 から 57 年 11 月頃まで
私は、申立期間はA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。

しかしながら、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、「期間は不明だが、申立人が勤務していたことを覚えている。」と供述しているところ、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 2 月 1 日から 57 年 3 月 24 日までの期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、上記の元事業主は、「A社は、厚生年金保険の適用事業所に係る届出をしておらず、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、当時の同僚に厚生年金保険料の控除について照会を行うことができない。

加えて、A社は既に廃業しており、人事記録及び給与関係の資料を確認することができない上、申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月から 32 年 5 月まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 4 月頃に公共職業安定所の紹介でA社に入社し、32 年 5 月頃まで勤務したが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、昭和 32 年 8 月 21 日から 38 年 3 月 31 日までの期間においてB社においてC業務担当として勤務していたが、そのうち申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において申立人と一緒に4年間ぐらい勤務していたとの同僚の証言及びB社が保管している履歴書の記載事項から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、年金事務所の記録によると、A社は、昭和 35 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記同僚は、「A社における申立期間①当時の従業員は、申立人と自身の2名のみであった。当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。私の被保険者資格取得日が、昭和 35 年 3 月 1 日であることについても間違いない。」と供述している。

さらに、当時の事業主は既に死亡している上、A社は平成 19 年 3 月 26 日に解散しており、解散時の事業主は、申立期間①当時の書類は保管して

いないと回答していることから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、当時の出来事及び退職に至る経緯について詳細に記憶していることから、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の履歴書において、昭和34年4月1日に「D共済組合加入」の押印が確認できる上、D共済組合連合会に照会したところ、同連合会は「申立人は、昭和34年4月1日から38年3月31日までE共済組合員であり、当該組合員期間年月を基礎期間とした退職一時金を全額支給済みである。」と回答しており、同連合会から提出された申立人の年金加入期間確認通知書によっても当該事実が確認でき、申立期間②とも合致していることを踏まえると、申立人は、当該期間においてE共済組合員であったものと認められる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 6 年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた昭和 58 年 7 月 21 日から平成 6 年 5 月 31 日までの期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与支給額と大きく異なっている。申立期間当時は妻子もあり、標準報酬月額として記録されている金額では生活が成り立つはずもなく、大幅な給与支給額の変更について社長から説明を受けた記憶も無い。給与明細書等は残っていないが、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額が記憶している給与額よりも低額なものとなっていると主張している。

しかしながら、A社の元事業主は「当時の資料が無いため、不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、オンライン記録で確認できるA社の厚生年金保険被保険者は、事業主及び申立人を含む3名のみであるところ、残り1名は連絡先不明のため、同僚照会ができないことから、申立期間における厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が、遡って減額訂正されている等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認

できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。